

Ⅰ 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国ではライフスタイルの多様化により、食生活をめぐる環境も大きく変化しています。その影響により、食をめぐる問題が顕在化してきています。食を大切にする気持ちの低下、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、生活習慣病の増加、食の安全性に対する信頼性の欠如、伝統ある食文化の喪失などが挙げられます。

こうした背景から、国では平成 17 年 6 月「食育基本法」を制定し、平成 18 年 3 月には「食育推進基本計画」を策定し、体系的な食育推進の方向性を決めました。また、平成 23 年 3 月には、「第 2 次食育推進基本計画」が策定され、今後の食育の推進にあたっては、単なる周知にとどまらず、国民自らが食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨としています。

この「食育基本法」や「食育推進基本計画」は、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的としたものです。

愛知県においても、平成 18 年 11 月に県の食育推進計画である「あいち食育いきいきプラン」が策定され、平成 23 年 5 月には、第 2 次計画である「あいち食育いきいきプラン 2015」が策定されています。この計画では、「体」「心」「環境」に視点をおいた食育に関する取り組みを進めています。

本市においても、市民一人ひとりが健やかで心豊かに生きるために、こうした食をめぐる問題に取り組むことが求められています。そのため、家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、事業者も含めた、地域に根ざした独自の取り組みを推進していく必要があります。

本計画は、自らの食について考える習慣や、食に関するあらゆる知識や食を選択する力を身につけるための取り組みなどをまとめ、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、策定するものです。

食育とは、国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を身につけるための学習などの取り組みのことです。

食育基本法では食育を、

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

と位置づけています。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

本市として食育に関する基本的な考え方を示し、具体的な取り組みや指標を掲げて、関係施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項を定め、行政はもとより、市民、それを取り巻く地域・団体などがそれぞれ役割に応じて連携・協議して食育に取り組んでいくための基本となるものです。

なお、国の「第2次食育推進基本計画」、愛知県の「あいち食育いきいきプラン2015」、市の上位計画である「第5次碧南市総合計画」や関連計画との整合を図りつつ、食育に関する取り組みを実施するものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

計画の設定にあたっては、国・愛知県の計画期間が平成27年度までとなっており、本市においては、国・愛知県の評価・検証に基づいて、計画の見直しを行うものとし、平成28年度までを計画期間とします。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
国	食育推進基本計画					第2次食育推進基本計画					
愛知県		あいち食育いきいきプラン					あいち食育いきいきプラン2015				
碧南市				碧南市食育推進計画			第2次碧南市食育推進計画				

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、食育に関係する機関、団体、市関係部局の代表者などにより構成された「碧南市食育推進会議」及び市内の関係各課で構成された「碧南市食育推進部会」において、審議・検討を行いました。また、市民の意見を反映させるため、アンケート調査を実施しました。

5 計画の推進体制

食育は、市民の生活の基本に関わるものであるため、その推進にあたっては、市民の十分な理解と主体的な参加が不可欠です。

そして、食育を全市的な取り組みとするため、市民のみならず関係機関・団体や行政がそれぞれの役割を明らかにし、互いに連携し、総合的な推進を図っていきます。

また、計画の推進にあたり、食育に関係する機関、団体、市関係部局の代表者などで構成される碧南市食育推進会議においては、計画の推進及び評価を行います。また、市内関係部局において、各年度に各事業の進捗状況を評価・検証し、より実行性のある事業展開を行います。

（１）市民の役割

市民一人ひとりが食について関心を持ち、自らが食に関する正しい知識を身につけ、生涯にわたり、健康的な食生活を実践していくことが求められます。

また、地域社会の一員として、市民が相互に食育に対する理解を深め、支え合うとともに、関係機関・団体や行政と協力し、地域全体で食育に取り組んでいくよう努めていく必要があります。

（２）関係機関・団体の役割

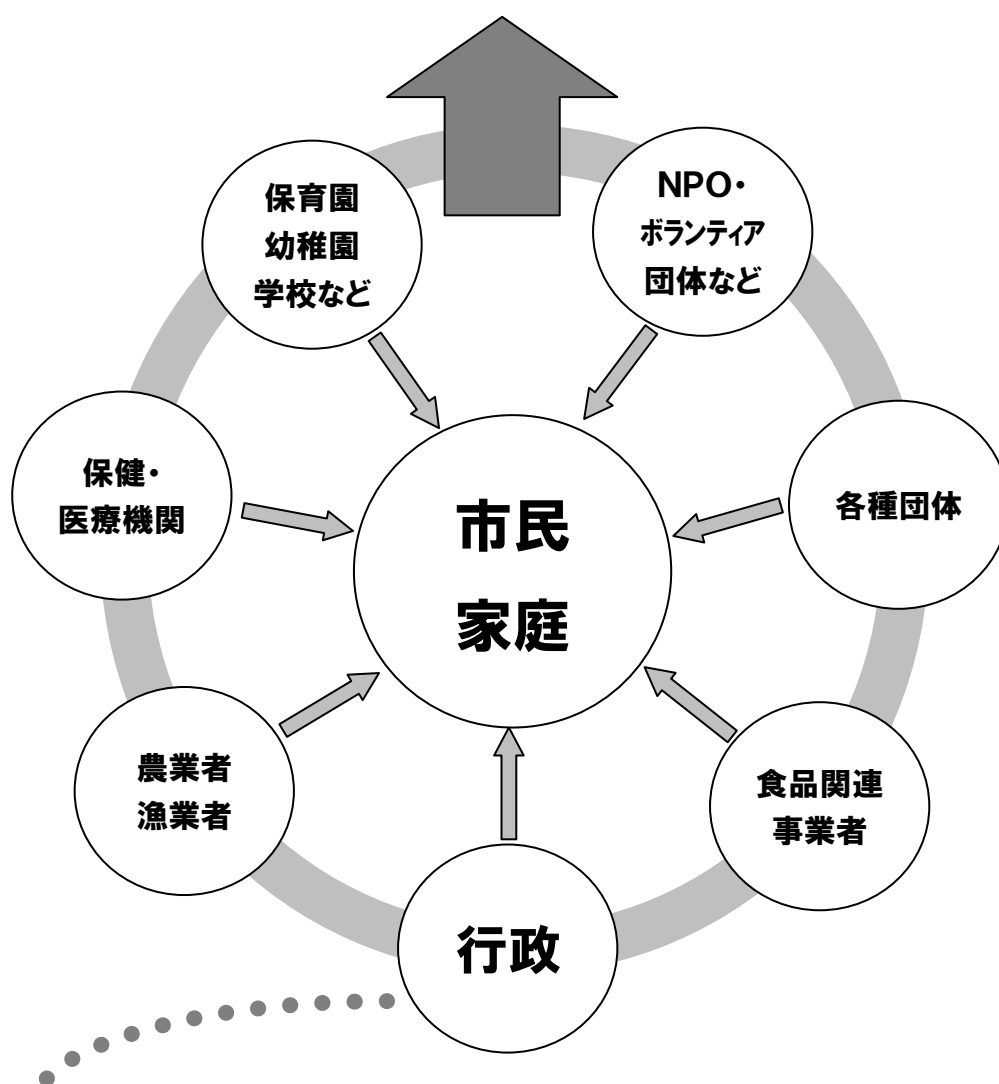
食育の関係機関・団体には、生産者、食品関係事業者や消費者をはじめとして自主的な活動をする市民などをメンバーとした様々な組織があります。これらの組織は、その目的や役割が異なりますが、地域において食育に何らかの関わりを持って活動しています。

食育を地域の中で根づかせていくため、これらの関係機関・団体が、それぞれの役割を担いつつ、互いに連携し、地域の特性を活かしながら市民を支えていくことが求められます。

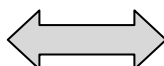
（３）行政の役割

行政は、食育を全市的な取り組みとするため、市民や関係機関・団体が主体的に活動するための環境整備を進めるとともに、食育が行政の施策だけではなく、民間の活動を取り込んだ全市的な取り組みとなるよう、市民、関係機関・団体とのネットワーク体制を形成していきます。

碧南市における食育の推進



碧南市食育推進会議※1



碧南市食育推進部会※2

※1 構成：食育に関する機関、団体、市関係部局の代表者など

※2 構成：庁内関係部局の担当課長など